

紹介と批評

U・ボンデソン編

『北欧の犯罪と刑事司法』

はじめに

筆者の手に比較的最近一冊の英文の書物が届いた。¹ A
5判、五四〇頁の比較的大きい書物で、北欧の犯罪と刑事
司法に関する専門家によるアンソロジーである。編者はコ
ペンハーゲン大学のボンデソン教授で、サザランド賞を受
賞している北欧を代表する犯罪学研究者である。筆者はか
ねて面識のある同教授から、できるならば書評をまとめて
ほしいとの希望を受けた。この希望に応えるとともに、筆
者自身の北欧への関心の展開も交えながら本書を紹介した
い。まず、本書の構成を取上げ、続いて、各論文の紹介を
その発表年度順に行いたい。なお、文中カッコ内の丸囲み
数字は各論文の頭に付した番号である。

一 本書の構成

まず目次と序文をみてみよう。全二五編の著者と論文名
は下記の通りである。

- 01 Knut Sveri, Criminal Law and Penal Sanctions
- 02 Ulla V. Bondeson, Global Trends in Corrections
- 03 Hanns von Hofer, Crime and Punishment in Scandinavia
- 04 Nils Christie, Changes in Penal Values
- 05 Bo Ulriksson, The Probability of Being Sentenced to a Prison Term
- 06 Henrik Tham, From Treatment to Just Deserts in a Changing Welfare State
- 07 Felipe Estrada, The Transformation of Politics of Crime in High Crime Societies
- 08 John van Kesteren, Pat Meyhew & Paul Nieuwebeerta, Criminal Victimisation in Seventeen Industrialised Countries
- 09 David P. Farrington, Patrick A. Langman & Per-Ole H. Wikström, Changes in Crime and Punishment in America, England and Sweden Between the 1980s and 1990s

- 10 Lode Walgrave and Jill Mehlbye, Comments on Juvenile Offending and its Treatment in Europe
- 11 Lotta Nilsson, Violence Against Women in Intimate Relationships
- 12 Martti Lehti, Trafficking in Women and Children in Europe
- 13 Britta Kyyvsgaard, Social Polarisation and the Incapacitation of Offenders
- 14 Per Ole Tråskman, The Dragon's Egg — Drugs-related Crime Control
- 15 Ulla V. Bondeson, Argot Knowledge as an Indicator of Criminal Socialization — A Study of a Training School for Girls
- 16 Ulla V. Bondeson, Criminal Career in Correction
- 17 Knut Sveri, Incarceration for Non-payment of a Fine
- 18 Tapio Lappi-Seppälä, Reducing the Prison Population — Long-term Experiences from Finland
- 19 Johannes Knutsson & Eckart Kuhlhorn, Changes in Social Values and Criminal Policy
- 20 Ulla V. Bondeson, Perceptions of Criminal Justice Policy in Scandinavia
- 21 Thomas Mathiesen, Contemporary Penal Policy — A Study in Moral Panics
- 22 Johannes Knutsson, The Swedish Experience of Situational Crime Prevention
- 23 Annika Snare, Victim Policy — Only for the Goods?
- 24 Karen Paus, Victim-Offender Mediation in Norway
- 25 Ulla V. Bondeson, Reflection on the Interplay between Criminological Research and Criminal Policy

一見してわかるように非常に大きなアンソロジーである。ただ、これらの論文はすべて別の機会にそれぞれの著者によって発表済みのものであって、本書のために書下ろされたものではない。そこで、これらの論文がいくつかの形式で出版されたかをみるために、それぞれの論文の出所を本書の中の記録から拾い出してみたい。それをまとめると下記のようになる。各行の頭の番号は上記の著者と論文名の頭の番号と一致している。

- 10 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 11,

- 1990, pp. 11-28.
- 2 Annales Internationales de Criminologie 36 (1/2), 1998, pp. 91-116.
- 3 Summary: Nordic Criminal Statistics 1950-2000, Report 2003: 3, Dept. of Criminology, Stockholm Univ., 2003, pp. 6-17.
- 4 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 2, 1968, pp. 161-172.
- 5 Summary (Sannolikhett att dömas till fängelse) 2000: BR A Report 13, pp. 57-60.
- 6 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 14, 1995, pp. 89-122.
- 7 European J. of Criminology, Vol. 1 (4), 2004, pp. 419-443.
- 8 Summary: Key Findings from the 2000 International Crime Victims Survey, Onderzoek en beleid no 187, WODC, 2001, pp. 1-8.
- 9 Studies on Crime and Crime Prevention, 1994, Vol. 3, p. 104-131.
- 10 Confronting Youth in Europe: Juvenile Crime and Juvenile Justice (J.Mehlbye et al. eds.), AKF Forlaget, 1998, pp. 21-53.
- 11 English Summary: BRA-Report 2002: 14, pp. 67-70 & pp. 45-46.
- 12 HEUNI Paper No.18, HEUNI, 2003, pp. 9-14.
- 13 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 14, 1995, pp. 123-145.
- 14 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 14, 1995, pp. 147-172.
- 15 Scandinavian Studies in Criminology, Vol. 2, 1968, pp. 73-107.
- 16 Annales Internationales de Criminologie 28, 1990, pp. 135-150.
- 17 Internationale Perspektiven in Kriminologie und Strafrecht (H.J. Albrecht et al., eds.), 1998, pp. 943-951.
- 18 European Committee on Crime Problems, Criminological Scientific Council (PC-CSC), Strasbourg, 2004, pp. 1-17.
- 19 Studies on Crime and Crime Prevention, 1996, Vol. 5 (2), pp. 203-220.
- 20 Rätten (om)kring Öresund (B.Flodgren et al.

- eds.), 2000, pp. 39-56.
 - 21 Council of Europe, 22nd Criminological Research Conference (PC-CRC), 2003.
 - 22 Studies on Crime and Crime Prevention, 1998, Vol. 7 (2), pp. 189-212.
 - 23 Crime and Crime Control in an Integrating Europe (K.Aromaa et al. eds.), Publ. No.44, HEUINI, 2004, pp. 32-38.
 - 24 The European Forum for Victim-Offender Mediation and Restorative Justice (ed.), Leuven Univ. Press, 2000, pp. 281-305.
 - 25 Internationale Perspektiven in Kriminologie und Strafrecht (H.J. Albrecht et al., eds.), 1998, pp. 57-69.
- これらは概ね北欧の犯罪学専門誌に掲載されたものである。一言解説すると、北欧の犯罪学は、北欧犯罪学協力機構 (NSFK: Nordisk samarbeid for kriminologi, Scandinavian Research Council for Criminology) を通じて国外に紹介されており、同機構は、一九六五年より北欧犯罪学叢書 (Scandinavian Studies in Criminology) を出版してきた。これが一九九九年に第一六巻を出版して廃刊

になり、その後継として二〇〇〇年より北欧犯罪学及び犯罪予防研究 (Journal of Scandinavian Studies in Criminology and Crime Prevention) が発刊された。同誌は年二回発行されている。その他一九九二年よりスウェーデン犯罪防止委員会 (Brottsförebyggande rådet) は、犯罪及び犯罪予防研究 (Studies on Crime & Crime Prevention) を発刊していたが、これも一九九九年に廃刊になり、上記の北欧犯罪学及び犯罪予防研究に統合された。本書に採録されている論文のうち一〇本はこれらの雑誌等に発表されたものである。これらの他に、北欧各国語の論文を掲載している「北欧犯罪学雑誌 (NTFK)」が定期的に刊行されているが、それからの採録はない。

ここに収録されている論文は一九六〇年代から二〇〇〇年代まで、つまり、二〇世紀中期から二世紀当初にかけての北欧の刑事政策の変動を概観し得る論文が集められている。その意味で本書はこの時期の北欧の刑事司法を紹介する書物となっている。特に一九九〇年代以降の最新の論文がほとんど(一九七〇年代及び一九八〇年代の論文はまったく採録されていない)で、最近の状況を知るのに適している。

編者は、序文において北欧の刑事政策あるいは刑事司法

制度の特色が他の欧米諸国に比べて処罰的でなく、その説明が求められているとし、他方最近になって多数の論文が英語で北欧の状況を伝えている事実をふまえて、包括的に北欧の刑事司法制度の状況を伝えるために本書が企画されたとする。

上に掲げた論文とその出所の一覧は、教授の意図をはつきり示している。これらの論文は、①犯罪と犯罪統制への序論、②刑罰理論と政治理念、③犯罪と刑罰における北欧の趨勢、④様々な刑罰的制裁の評価、⑤犯罪と刑罰に関する世論、及び⑥犯罪予防、被害者政策、修復司法及び研究と政策の交流の六つの章別に整理して掲載されている。著者は、大家から新進までこの領域で業績をあげている研究者をほぼ網羅しており、そのすべてが北欧について何事かを語っている。しかも、そのすべての論文についてその内容が略記されている。本稿のような紹介よりも直接本書を手入されて座右に置くことをお勧めしたい。

二 各論文の概要

これらの論文の中で最も古いものは一九六八年の北欧犯罪学叢書の第二巻に掲載されたボンデソン⁽¹⁵⁾及びクリステイ⁽⁴⁾の論文である。この年の三年前一九六五年に

スウェーデンの現行刑法典が施行されている。クリステイは、論文の中で、平等社会における刑罰思想発展の最終段階では本来の応報的考慮は完全に払拭され、全重点は最近の追加的根拠、援助、教育及び処遇で置きかえられると述べている。この思想はいわゆる社会防衛思想(アンセル)が時代の寵児であったことに相応している。しかし、クリステイはそれに代替する新しい思想に言及しつつ、その衰退を予言している。

また、ボンデソンは、女子少年院の収容者について隠語の知識を基礎にそれと非行性の大きさとの関係を調査している。欧州における犯罪隠語研究を科学的方法に基づいて発展させている本論文は、ボンデソンの後の研究、特に刑務所文化あるいはブリズニゼーションの主張の根本にあるものであろう。筆者の手元には、その後にボンデソンのまとめた三冊の研究の結果がある⁽³⁾。その最新のものは、北欧社会における価値の連続性と非連続性を、結婚、家庭等を重視する materialism とそれよりも人と人の関係を重視する post-materialism の対立概念でとらえ、後者の中にも北欧諸民族の個別的な文化的伝統の持続性を謳う文化論が述べられている。

一九六〇年代、筆者は家庭裁判所調査官として勤務する

傍らスウェーデンの児童福祉法に興味を持ちはじめていた。宮澤浩一教授と筆者による一九六〇年児童福祉法の翻訳が法学研究に発表されたのが一九六五年である。一九六〇年児童福祉法は、一九二四年児童福祉法等を総合して、児童福祉の単一領域をスウェーデンの社会保障制度の中に位置付けたものであった。また、この頃から自由刑の発端をどこに求めるかという問題意識も芽生えていた。

本書には、一九七〇年代及び一九八〇年代の論文は採録されていない。その理由は、編者によれば、フレッシユな研究情報あるいは論文を英語圏の研究者に提供することにある。一九六〇年代の二本の論文は例外であって、むしろ古典的な論文とみているようである。¹⁾

本書における論文の空白時代一九七〇年及び一九八〇年代に、北欧圏にひとつの変化があった。一九七四年にスウェーデンでは犯罪防止委員会が成立している。そして、同委員会の刑事政策部会が策定した「新刑罰体系 (Nytt Straffsystem)」⁽⁵⁾ が一九七七年に発表され、また、同時に北欧協議会主催の刑罰制度に関するシンポジウムが同じ年に開催されている。⁽⁶⁾ これらを通してスウェーデンの一九六二年刑法の制裁体系が批判され、いわゆる保護主義が否定された。一九八〇年代にはスウェーデン刑法から不定期の

自由刑が姿を消し、また社会福祉の領域でも改革が起こり、単一の社会サービス法⁽⁷⁾が制定されて、すべての社会福祉的措施から強制の要素を排除し、同時に児童福祉法が廃止されたのもこの時期である。

筆者の記憶では、パルメ首相の暗殺 (一九八六年二月二八日) が犯罪者に対する刑罰の強化の傾向にある種の影響を与えたように思うが、これに触れた論文は採録されていないようである。

その時のストックホルム大学犯罪学教授で、犯罪防止委員会の議長も務めたスベリの論文⁽⁸⁾ (①) が本書の冒頭に載せられている。一九九〇年代の論文が本書には一二本載せられているが、その最初のものである。その論文はスベリの師であるアンデネースの引用から始まっている。北欧四国には大陸諸国との共通性が多く、英米とは相違が見られる。しかし、スベリによれば犯罪及び刑罰においては北欧四国と大陸及び英米との相違は、米国の一部の州の死刑存置を除き大きい相違はなく、相違は各国の刑事手続にあるとされる。手続と制裁の現実という視点から犯罪処理の相違が論じられている。スベリが本来のアカデミシャンではなく、実務畑の出身であることがこの視点を生み出したのではないかと筆者は推測する。結論は、北欧四国の相違

は表面的な類似性にも拘わらず相当に大きく、その根はそれぞれの国の歴史的背景にある。一方その共通性は犯罪者に対する人間的な扱いにある。ひとつ重要な文がのせられている。「国家の道具としての法」と「国家を規制する法」の区別で、前者の法が支配する国と後者の法が支配する国があるという指摘である。

同じ一九九〇年にボンデソンの発表した論文(16)がある。その表題は「矯正における犯罪者経歴」である。スベリの分析を人間の側から見たものといえよう。編者のいわゆる刑事所化の理論から入り、受刑者の面接調査その他のデータから受刑歴を縦断的に追跡、分析しており、犯罪現象に対するキメの細かい研究が行われるようになったことが示されている。この頃筆者は非行少年の家庭裁判所体験を数理統計的に分析している(9)。

スベリ(1)とボンデソンの論文(16)は、有名な一九六二年刑法の一章七条が廃止されて、二九章に量刑規則、三〇章に制裁の選択基準が規定された一九八八年刑法改正の直後のものであると同時に一九九四年の罪刑法定主義の強化の直前にもあたっている。この時期のものとしてウィクストレーム(9・フアリントンらと共著)の国際比較が採録されている。一九八〇年代及び一九九〇年代における

スウェーデン、イングランド(ウェールズを含む)及びアメリカの犯罪現象の比較である。比較の対象は、夜盗、殺人、強盗、乗物盗、強姦及び傷害である。犯罪の定義、信頼性のある統計資料の確保など、比較の困難が指摘されている。しかし、ここでは刑事事件処理各段階ごとの数をとらえて、国際比較、時間比較が行われ、やはりキメの細かい研究が意図されている。

これと同じ時期にデンマークのシュフスゴールドによって書かれた論文(13)が採録されている。著者は、前述の北欧協議会主催の刑罰制度に関するシンポジウムにおいて既に自由刑の処遇効果に否定的な発言をしている。この論文は、刑事制裁が社会階層の低い者に重く、高い者に軽い傾向が認められるとしている。トレスクマンの論文(14)は、薬物関連犯罪に関するもので、一九七〇年代の北欧における寛容な取扱いは一九八〇年代以降タフなものに変化している。それだけでなく、国際的に薬物犯罪に対しては厳しい刑法上の処分が行われている。警察の取締りも電話傍受をはじめ厳しい多様なものになっている。その変化の様子がつづられている。この場合におけるスウェーデンの刑事政策の変化をタムの論文(6)は、処遇から刑罰価値へ(英語では from Treatment to Just Deserts. となつて

(15)と表現している。この表現は刑法一章七条の廃止と刑法二九章一条の新設に対応している。換言すれば、福祉国家スウェーデンの犯罪への対策が大きく変化したのである。この変化をタムは政党の政策と関連させて記述している。一九七〇年代の緩刑化と一九八〇年代の厳罰化、保守政権を間にはさんで七〇年代と八〇年代の社会民主党政権下の刑事政策の変化がこれに対応している。この間薬物犯罪、経済犯罪及びジェンダー犯罪の処分が厳しくなり、犯罪者は社会的弱者から利己的搾取者と理解されるようになった。福祉政策から犯罪問題を契機とするその批判、そして厳罰化の刑事政策の展開は、本書の他の論文にも多くみられる。

クヌストソンとキュールホルン (19) は、ボンデソンの用いている materialism, post-materialism の図式⁽¹⁷⁾を念頭に、社会の犯罪統制努力が post-materialism への移行に従い評価されなくなるという仮説がスウェーデンの状況に当てはまるか否かを検証しようとしている。結果は、ボンデソンが弱いとはいえ肯定的にみているのとは異なり変化の証拠はないとする。

本書には一九九八年発表の論文が五本 (2)(10)(17)(22)(25)あり、本書の中で数が最大である。しかも一九九五年以降の

論文を併せるとその数は九本になる。一九九四年に罪刑法定主義を強化する刑法改正がスウェーデンで行われたが、これとこの数とは関係があるのだろうか。この中に編者の論文が二つあり、しかも本書の最初と最後に (2)及び (25)、本書の基本的姿勢をしめすかのように配置されている。

ボンデソン (2) は自由刑がどのような形のものであれ犯罪者の再犯を導き、施設処遇が個別的予防の効果をあげていない (いわゆる negative individual prevention) という研究結果を多数紹介して、刑務所化にかかる自説の正しさの例証とすると同時に、本書の悼尾を飾る論文 (25) では、研究の政策への影響を論じている。その成功例、失敗例を紹介した後スウェーデンの犯罪防止委員会の積極的意味を評価している。特に、編者自身の博士論文が当時のスウェーデン政府の政策に影響して、拘禁の判決と刑務所の定員の減少を実現したことを誇っている。一九九八年発表のその他の論文は、ウアルグレーヴ (10)、スベリ (17)、クヌストソンら (22) のものである。スベリ (17) は、罰金刑の不払いに対するいわゆる換刑処分がスウェーデンではゼロであることを他の欧州諸国に対して誇っている。ウアルグレーヴ (10)⁽¹⁸⁾ は、アメリカの少年裁判の変化、ダイバージョン、非施設化、非司法化及び法の正当な手続を

参照して、福祉モデルと司法モデルのバランスを年齢とからめて制度の構成の特徴を比較し、更に少年に対する処分の基本姿勢の対立について述べ、ここから調停制度 (Mediation) や社会奉仕 (social service) など修復的司法の方向に言及している。クヌトソン⁽²²⁾は、クラークらのいわゆる状況的犯罪予防のスウェーデンにおける状況を紹介したものである。この前年クラークは犯罪防止委員会の委託により状況的犯罪予防をスウェーデンに紹介しているが、これに基づくとみられる犯罪予防措置の効果はクヌトソンは記述している。これらの論文は、保護主義退潮後の新しい犯罪対策の進むべき道を探る意味合いをもつものといつてよいであろう。

二〇〇〇年以降に発表された論文は一一編採録されている。これらは、二一世紀に入ってから北欧の犯罪学状況を紹介したものである。残念であるが、筆者は一九九七年度をもって「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観」の発表を停止している。⁽²⁰⁾これにはいくつか理由があったが、この頃スウェーデン犯罪防止委員会から筆者への資料送付が乏しくなっていたこと、筆者がスウェーデンの裁判官規則への関心を強めたこと、常磐大学における講義との調整が困難になったこと等があげられる。

二〇〇〇年発表の論文は三本採録されているが、その最初は編者のもの⁽²⁰⁾で、他は、ボース⁽²⁴⁾及びウルリクソン⁽⁵⁾のものである。前述のように、編者は刑務所文化の研究から、北欧の文化価値の研究に歩を進めており、そうした観点から北欧の刑事司法に対する人々の評価が研究、紹介されている。北欧四国の法及び道徳に関する意識は多様であり、同様とする見方のとれないことを示している。そして、価値観の個別化が進んでいると結論づける。

ボースのものは、クリスティが犯罪を加害者と被害者の葛藤と位置付け、それを当事者間で直接解決する作用を重視していることを手がかりに、ノルウェイにおける犯人と被害者間の調停制度の展開と運用とを調査している。ウルリクソンの論文は、刑期の地域的変動等を調査した結果の短い要約である。たまたま筆者の手元にはその原論文 (スウェーデン語)⁽²¹⁾がなく、残念である。一九九八年以降、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書は、行政的な指示から、分量等が一定の範囲に押さえられ、かつてのような大部の報告書がみられなくなった。ウルリクソンの報告はこの傾向の影響を受けているようにも感じられた。

二〇〇一年及び二〇〇二年の論文は各年度より一本づつ採録されている。二〇〇一年はケステレン⁽⁸⁾、二〇〇

二年はニルソン (11) の論文である。ケステレンのものは被害者学研究で国際被害調査 (ICVS) の調査項目の紹介、ニルソンのものはパートナーに対する家庭内暴力の研究で、被害者からの通報が増加していることを確認し、同時に家庭内暴力そのものも増大しているとの推定を行って⁽²²⁾いる。この二つとともに最近の被害研究の方向に沿ったものである。二〇〇三年発表の論文は三本で、マティーセン (21)、レティ (12) 及びホーフエル (3) の論文である。マティーセンのものは、かつてアポリシヨニスト⁽²³⁾として活動した著者の三〇年を経た後の考え方を提示したものである。モラル・パニックは、非犯罪化、非刑罰化などともに一九七〇年代の合言葉であったが、これをノルウェイの現在の (一九八八年代) の「外泊 (Furlough)」にかかる事件で説明し、現在もこの概念が生きていることを示す。国際的にも状況は同じであり、警察は権力の中枢、マスコミは巨大な国際的影響力を持ち、政治体制の右傾化が顕著として⁽²⁴⁾いる。これらの総合的効果が重要である。特にテレビとインターネットの役割が強調される。今や人々は監視社会に住んでいるというのがマティーセンの観察である。刑事政策はこの三〇年間に処罰的方向に進んでいる。これに対抗する「代替的公共空間 (Alternative public space)」が提

案される。代替的公共空間を構成するものは、マスメディアからの解放、自尊心の回復及び責任感の回復である。レティが扱っているのは人身売買にかかる犯罪である。西欧の各国が、供給国、受入国及び中継国の三つに分類されている。国名表に欧州以外の国は入っていない。各国別に相当詳細な記述がなされている。ホーフエルの研究は、クリステイが一八一〇年から一九六〇年まで追求した北欧の犯罪の趨勢と受刑者の数の変動を更に展開して、一九五〇年から二〇〇〇年まで追求している。本書に採録されているのは、ホーフエルの研究の一部で、詳細はストックホルム大学犯罪学研究所の研究シリーズ⁽²⁴⁾を参照する必要がある。クリステイの論文 (4) と併せて読むことによって一九世紀初頭から二一世紀にかけての北欧の趨勢を概観することができる。

本書に採録されている最新の論文は二〇〇四年に発表されたものである。全部で三本あり、エストラダ (7)、ラッビセペレー (18) 及びスネア (23) がその著者である。スネアの論文は被害から犯罪問題を考える方向に潜む危険に言及したアンティラの論文⁽²⁵⁾から出発して、被害者学の現状、特に修復的司法について述べている。被害者が訴訟に求めているものは何かが問題である。セペレーの論文

は、フィンランドにおける保護主義批判と受刑者の減少を取上げ、これをもたらしした事情を述べて、最近の政治的状況が受刑者数の増大を伴う刑事政策の変化として現れていることを指摘している。エストラーダの論文は、スウェーデンにおいて一九八〇年代以降刑事政策が保護主義から刑罰価値重視へと動いたことを述べ、五つの特徴を記述する。

(1) 処遇理念による根拠の喪失、(2) 刑務所の再発見、(3) 被害の重視、(4) 犯罪問題の政治課題化及び(5) 犯罪原因の個人化である。これを基礎に少年の窃盗及び傷害事件の有罪判決統計を他の被害調査、医療統計、死因統計、自己申告調査等と照合し、司法統計に見られる窃盗の増加を肯定し、傷害の増加を否定している。同時に政治的課題としての犯罪に関する議論の展開を新聞記事の内容から分析し、政党間の政策の相違を検討している。統計による犯罪の趨勢は現実を反映していない故に議論は政治的なものになり、犯罪問題を根拠に社民党の福祉政策に対する保守派からの批判がなされ、犯罪を社会的問題とせず個人的問題とすることによって、処罰の方向が強化され、結局社民党もその影響を受けてその刑事政策を変化させたとしている。

おわりに

前にも触れた通り本書に収められている論文は二本を除いてすべて一九九〇年以降二〇〇四年までに発表されたものである。従って、北欧における最近の刑事政策議論を編者の立場から紹介したものになっている。編者の研究者としての優れた能力から、本書の価値は非常に高いと筆者は考える。残念ながら、本書を日本の書店を通して通常の方法で入手することは困難であるが、是非何らかの方法で本書を参照されることを日本の関係者に勧めたい。

最後に編者に対して二つの注文をしたい。どちらも贅沢といわれるかもしれないが、索引(事項及び人名)を作成すること、北欧各国の刑事司法制度にかかる年表を付録として付加してほしい。既に非常に大きいものとなっている本書に更に十数頁を加えることは経済的に大きい負担になるが、それに見合う資料的価値を本書が獲得し、それが北欧の制度を非北欧の読者に深く理解させ、かつ国際比較を発展させるよすがになるものと筆者は信じている。

以上で採録論文の内容の紹介を終えるが、読間違いその他筆者の犯したかもしれない誤りについて、編者及び読者に予めお詫びしておきたい。

- (1) Ulla V. Bondeson (ed.), *Crime and Justice in Scandinavia*, Forlaget Thomson, Copenhagen, 2005.
- (2) 著者にサルネッキ (Jerzy Sarnacki) アロマー (Kauko Aromaa) 等の名前はみられない。
- (3) *Prisoners in Prison Society*, Transaction, New Jersey, 1989, *Alternatives to Imprisonment*, Westview Press, Oxford, 1994, and *Nordic Moral Climate, Transaction*, New Brunswick, 2003.
- (4) 以上編者からの私信による。
- (5) *Nytt straffsystem, Brå rapport 1977: 7*, 坂田仁抄訳「スウェーデンの現行制裁体系の成立とその評価」法学研究五二巻一二号及び杉原鎮雄訳、「新しい刑罰制度」、スウェーデン更生保護関係法令集、青少年更生福祉センター、昭和五五年。
- (6) *Straffesystemer i Norden*, NU B 1977:25, Nordiska radet, 1977.
- (7) 坂田仁訳「スウェーデン社会福祉新立法」、家庭裁判月報三三巻一一号。
- (8) 藤本哲也訳「J・アンデネース (Johannes Andenæs) 『一般予防再考——研究と政策的意義』」、犯罪と非行三七及び三八号、昭和五三年。
- (9) 坂田仁「出生年別にみた非行少年の家庭裁判所体験」、人間科学二巻一号他。
- (10) 一九六二年刑法一章七条「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法律遵守を維持するために必要な事項に留意しつつ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるように特に配慮しなければならない。」
- (11) 「九八八年のスウェーデン刑法一部改正について」(八木國之先生古稀祝賀論文集、平成四年)
- (12) 現行刑法一章二条「罪とは本法典及びその他の法令に記述されている行為であつて、以下に述べられる刑の定められているものである。」
- (13) *Op. cit. Straffesystemer i Norden*.
- (14) 日本でも、それ以前に裁判所が検証令状による傍受を認めたのに続き一九九九年に傍受に関する法律が制定されている。
- (15) 本書に収録されている英訳論文の原スウェーデン語論文の標題は、*Fran behandling till straffvärde* である。
- (16) 現行刑法一九章一条
刑は、統一的な法の適用の利益にたつて、罪及び総合された犯罪性の刑罰価値に従い適用可能な刑罰尺度の範囲内で定められなければならない。
刑罰価値の判断にあつては、行為の意味した被害、侵害性又は危険、被告人がそれらについて認識しもしくは認識すべきであつた事柄、及び被告人が有していた意図もしくは動機が個別的に考慮されなくてはならない。

- (17) Bondeson, Ulla. Nordic Moral Climate. *Transac-tion*, 2003, pp. 214-223.
- (18) SCB, Rättsstatistisk Årsbok, 1988, p. 113, Tab. 3.5. 4. cf.
- (19) 坂田仁「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九九七年）」法学研究七二巻三三三頁参照。
- (20) 坂田仁「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九八一年一九八七年）慶應義塾大学出版会、平成元年。一九八八年以降一九九七年までについては、文部省の出版補助が得られず、別刷を個人的に製本して国立国会図書館慶應義塾大学図書館など少数の関係先に私的図書として送付した。書名は「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九八一年一九九七年）」である。
- (21) Bra rapport 2000: 13. (Sannolikhhet att dömas till fängelse)
- (22) Bra rapport 2002: 14. (Vald mot kvinnor i nära relationer)
- (23) Thomas Mathiesen, *The Politics of Abolition, Scandinavian Studies in Criminology*, Vol. 4, Universitet Forlaget, Oslo, 1974.
- (24) Hanns von Hofer et al. (eds.), *Nordic Criminal Statistics 1950-2000*, Department of Criminology, Stockholm University, Report 2003: 3, 2003.
- (25) Inkeri Anttila, *Victimology—New Territory in Criminology*, *Scandinavian Studies in Criminology*, Vol. 5, Universitet Forlaget, Oslo, 1974.
- (Ulla V. Bondeson (ed.), *Crime and Justice in Scandinavia*, Copenhagen, Forlaget Thomson, 2005, pp. 5-10)

追記 注(10)ないし注(16)に関連して、現行のスウェーデン刑法の全訳については法学研究七九巻一〇号ないし一二号所収の、またスウェーデンの制裁体系について犯罪と非行一四一号所収の拙稿をそれぞれ参照してください。

坂田 仁